

Ⅲ. 輸入承認の申請手続き

特定有害廃棄物等を台湾から輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（外為法）第52条の規定に基づき経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

平成28年4月1日から初回の輸入承認申請に必要な書類とその後の各通関毎に提出が必要な書類等が変更されましたのでその手続についてご説明します。なお、平成28年3月31日までに第1回の移動に係る輸入承認を受けた貨物の第2回以降の移動に係る手続については、従前の通りとします。

1. 輸入承認の申請

輸入承認申請の際には（1）の各書類を提出してください。また、輸入承認を受けた後、貨物を通関する際は、各通関前に（2）の各書類を提出してください。

（1）輸入承認申請の際に提出が必要な書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通（両面印刷のこと）
- ② 輸入承認申請理由書（別紙1） 1通
- ③ 輸入契約書の写し 1通
- ④ 輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通
- ⑤ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の写し 1通
- ⑥ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可書の写し 1通
- ⑦ その他必要と認められる書類

例えば、以下の書類が必要となる場合があります（これ以外の書類が必要になることもありますのでご協力ください）。

特別有効期間設定依頼書(承認の有効期間が6ヵ月以上の場合又は6ヵ月未満の場合) 1通

（2）各通関毎に提出が必要な書類

- ⑧ 台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書（別紙2） 1通
- ⑨ 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の3（5）の規定に基づくもの。ただし、台湾の輸出者から移動書類の提出がない場合には、別紙3に必要な事項を記載の上、この写しを添付するものとします。） 1通

⑩ 輸入承認証（裏面を含む）の写し 1通

(3) 提出先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査班

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話：03-3501-1659（直通）

2. 輸入承認の基準

輸入の承認は、当該申請が次の(1)から(6)までに該当する場合に限り行うものとします。

廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸入の許可を受ける必要のあるもの（上記1の(1)の⑥に該当するもの）については、同法に基づく環境大臣による輸入の許可を受けていることを併せて確認するものとします。

(1) 次のいずれかに該当していること。

① 輸入される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有していること。

② 輸入される特定有害廃棄物等が我が国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。

(2) 台湾以外からの輸入でないこと。

(3) 輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容と一致していること。

(4) 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。

① 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。

② 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法（以下「火取法」という。）上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）

③ その他必要な事項に適合していること。

(5) その他2005年12月1日付け有害廃棄物等の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めの的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(6) 輸入承認申請の内容が上記1の(1)の②から⑦までの提出書類の内容と一致していること。

3. 輸入承認の条件

輸入承認を行う場合は、次の条件を付します。

(1) 通関前に台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。なお、移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書に記載された移動累計数量が本輸入承認証の数量の範囲内であること。

(2) 本輸入承認証により輸入される貨物を運搬又は処分を行う者が、移動書類の原本を携帯し、かつ、同書類に記載された内容に従って運搬又は処分を行うよう措置すること。

(3) 本輸入承認証により輸入された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。

(4) 本輸入承認証に係る貨物の輸入に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。